

壬申の乱および聖武天皇北伊勢巡幸の道を往く

―四日市市久留倍遺跡(朝明郡衙)の周辺―

岡田登

はじめに

大友皇子と大海人皇子(後の天武天皇、以下「天武天皇」と記す)が皇位をめぐる争った壬申の乱(天武天皇元年壬申(六七二))の折、天武天皇はのちの持統天皇とともに、北伊勢に東下向し、また聖武天皇は藤原広嗣が九州で反乱を起こした際(天平一二年(七四〇))、右大臣橘諸兄ほかを引き連れ関東(伊賀↓伊勢↓美濃↓近江↓山城)へ行幸し、北伊勢を通過している。いずれも、国家を左右する重大な時期に、この地方を訪れており、古代王権と北伊勢地方との関わりを考える上で、注目すべきものである。

今回は、国道一号線のバイパス工事に先立つ四日市市教育委員会の発掘調査で確認された朝明郡衙跡(久留倍遺跡)を中心に、両天皇の巡幸の道を、『日本書紀』・『続日本紀』・『万葉集』の記事を参考にしながら辿ってみたい。因みに、天武天皇は朝明郡家に立ち寄り、高市皇子を不破に遣わし軍事を監せしめ、東海・東山の両軍を發し、聖武天皇は朝明郡(朝明行宮・狹残行

宮)で五泊し、大伴家持は『万葉集』の歌を詠んでいる。

朝明郡と朝明郡衙

古代の行政区画は、大化二年(六四六)の「改新の詔」によって成立したが、改新の詔の表記は、大宝元年(七〇一)成立の大宝律令文言の修飾をうけているため、本来は国・評・五十戸のところを国・郡・里と記されている。朝明評も、改新の詔によって成立したと考えられ、飛鳥京跡から辛巳年(天武天皇一〇年(六八一))と記した木簡とともに、「□明評」(二文字目の字を用いる郡は、朝明郡のみ)と記した削り屑が出土している。朝明郡は、東は伊勢湾、南は海蔵川で三重郡、西は員弁郡、北は員弁川(町屋川)で桑名郡に接している。『倭名類聚鈔』に見える郷名は、朝明川上流から田光・杖部と記し、員弁川下流右岸の額田から、朝明川中流の大金、下流兩岸の豊田、右岸から三重郡の境までの訓覇郷へと、時計回りで記されている。郡家(郡衙)の所在地については、従

来、朝明川下流左(北)岸の丘陵上に確認されていた伊坂町西ヶ丘遺跡(七世紀末〜八世紀)や朝日町繩生廢寺付近とする考えもあったが、久留倍遺跡の発掘結果によって、この遺跡が朝明郡衙と考えられるに至った。

久留倍遺跡

四日市市大矢知町字久留倍・字矢内谷に所在し、古代では朝明郡訓覇郷に含まれる。朝明川下流右(南)岸の垂坂丘陵東端部に位置し、標高約三〇呎を最高所とする東側に向けて緩やかに傾斜する丘陵斜面に立地する。

東方には、沖積低地ならびに伊勢湾を挟んで、知多半島や濃尾の山々、朝熊山をはじめとする南伊勢の山々が遠望できる大変見晴らしの良い所である。遺跡は、東西四〇〇呎、南北四五〇呎程の範囲におよび、発掘調査(約四万七千平方呎)によって、

弥生時代中期から鎌倉時代頃までの遺構や遺物が確認されている。近くには、弥生時代後期から古墳時代後期の竪穴住居一〇〇棟以上が確認された山奥遺跡(南方)、江戸時代に銅鐸二個が出土したと伝えられる青木谷遺跡(西側)、玉砥石が採集された北之脇遺跡(南西側)などを始めとする弥生時代の集落群が集中している。

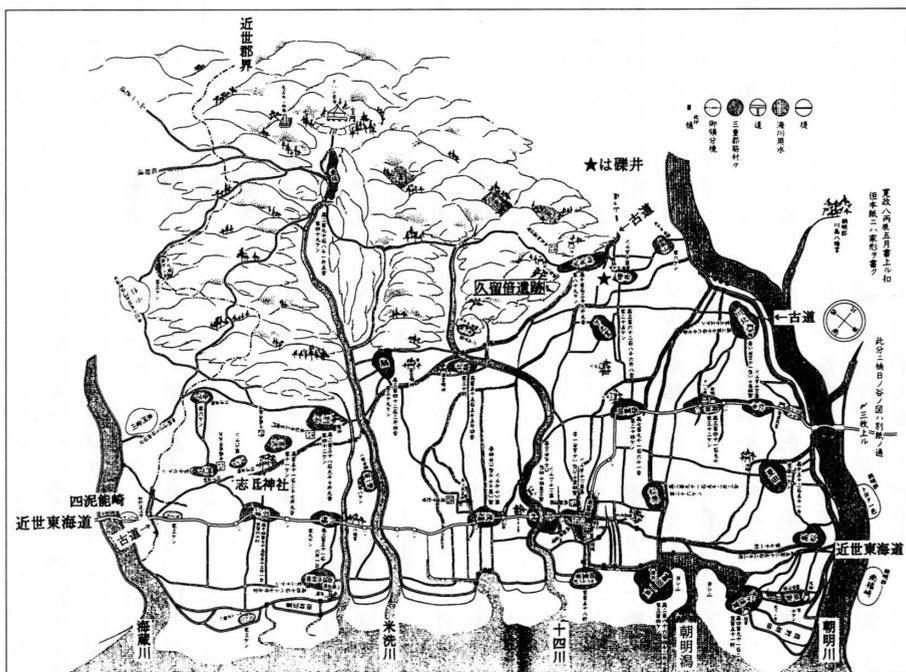


図1 久留倍遺跡関係地図 (寛政8年<1796>『朝明郡内桑名藩領絵図』『四日市市史』第6巻絵図編解説)に加筆)

古墳時代では南方約二・五キロに北伊勢最大規模と推定される前期前方後円墳の志氏神社古墳(四世紀代、前方部削平、後円部径三〇呎、葺石、副葬品に内行花文鏡・碧玉製車輪石・硬玉製勾玉・管玉二・ガラス小玉四)、前期に属する銅鍔二三本が出土したという南方の斎宮山(或いは、糠塚山)、単鳳環把頭(六世紀後)・双龍環把頭(七世紀初)の飾りを持った環頭太刀二本が出土した糠塚山北西麓の死人谷横穴墓群などがある。

また、飛鳥から平安時代の古代の遺跡は、遺跡東側を走る県道員弁四日市線(後述する古代の道、図1)に沿って、山畑(多量の緑釉陶器や風字硯を出土)・斎宮谷A・B、鵜A・Bなどの遺跡があり、南方一・五ぎの鵜町には平安時代前期に創建された大膳寺跡がある。また東側の沖積低地部にも下の宮遺跡などの弥生時代から室町時代にかけての遺跡がある。

延喜式内社としては、志氏神社・伊賀留我神社・桜神社・長倉神社などの古社が鎮座している。遺跡名の久留倍は、『倭名類聚鈔』郷名の「訓覇久留」に由来する地名で、所在地の大矢知は延文五年(一三六〇)頃成立の『神鳳鈔』に「大矢智御厨」と見えるのが初見で、「大家」あるいは「公」の地、すなわち郡家の所在を意味した地名と考えられる。また字名の矢内谷も、「家内」すなわち「郡家の内」を意味

した地名と考えられる。

朝明川流域に分布する各郷から、水運を利用して租米を正倉に搬入するのにより便利なところであり、また三重郡との郡界から直進してきた古道(郡家と郡家を結ぶ郡伝路)が多度方面と桑名方面へと分岐する地点(図1)にも当たっており、郡家を営むのに絶好の場所といえる。

なお、朝明郡は、寛仁元年(一〇一七)に伊勢神宮へ全部が寄進され神郡となり、郡内の神税は大矢知の対岸にあたる千代田納所に集められ、船によって伊勢神宮へ運ばれたと考えられる。朝明川河口には、大きく内陸に入り込む渦(朝明渦)が想定され、天然の良港があったと考えられる。(図1)この点は、朝明郡の郡司が船木氏であったことや、この郡家で東海の軍を発したこと、さらには大伴家持の『万葉集』の歌を考える上で注目される。

久留倍遺跡で確認された郡衙関係遺構(図2)は、A地区の柵で連接された正殿・脇殿(南二棟・北一棟確認)・八脚門・南北楼閣からなる郡庁院地区とB地区の溝で囲まれた総柱式掘立柱建物一六棟ほどの倉庫で構成された正倉院地区がある。また、A地区に総柱式掘立柱建物の倉庫やC地区に長大な掘立柱建物のほか、D・E地区で長大な掘立柱建物群が確認されている。正倉院地区と郡庁院・D・E地区は、棟方向をやや異にするが、八脚門

の位置や溝の途切れ部(土橋)が、いずれも東側にあり、東面する官衙配置であったことが窺われる。古代の官衙遺構は、宮都を始めとして、国衙・郡衙のほとんどが南面するのが普通であるが、本遺跡は東面していることと南北楼閣をもつことが最大の特徴である。これは、朝明郡の特性と東側を走る古道との関係が考えられる。また、C・D・E地区の長大な建物は、四〇〇人の騎兵で前後を守られた聖武天皇の巡幸を考える上で注目される。

時期的には、I期(八世紀前半ないし後半以前)・II期①(八世紀第1四半期)・II期②(八世紀第2四半期)・III期①②③(八世紀後半以降)に分けられ、郡庁院はI期、C地区の長大な建物はII期、正倉院はIII期①②に属するとされ、土地利用の変遷が窺われる。なお、郡庁院地区は、遺構埋土の掘り下げが行われていないので、時期は未確定である。

遺物には、須恵器円面硯一点と転用硯が見られるものの、木簡は未検出で、墨書土器も一点と少なく、遺物面から遺跡の性格を明確にすることは難しい。整然と配された大規模な

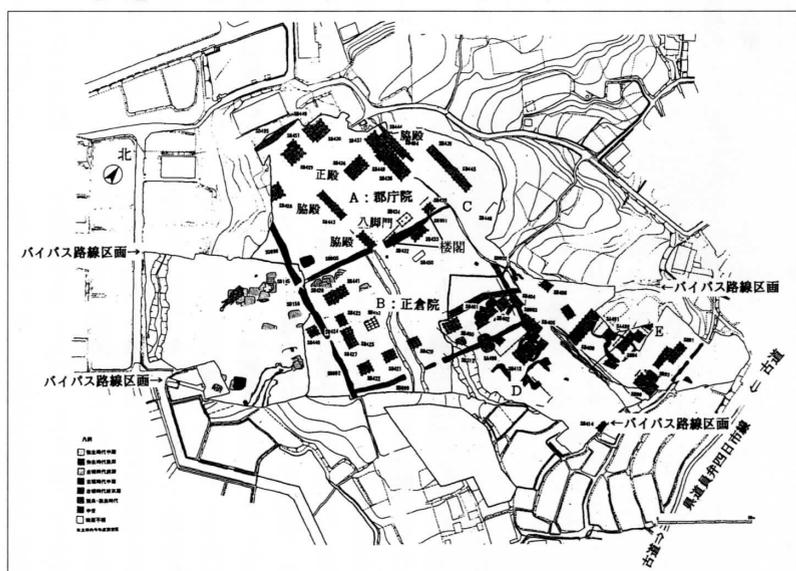


図2 久留倍遺跡遺構配置図 (概報原稿より加筆作成)

倉庫群(正倉院)と郡庁院の建物配置は、公的要素を持ったものと考えてよく、朝明郡衙と考えてよい。ただし、I期郡庁院に対する正倉院、III期正倉院に対する郡庁院の所在は不明で、久留倍遺跡の未掘部分ないしは周辺部に埋没している可能性は高いと言える。朝明郡の郡司は、『後拾遺往生伝』の大僧正良源(比叡山延暦寺中興の慈恵大師・元三大師)伝に、延長六年(九二八)、良源と伊勢国朝明郡領船木良見が師檀関係を結んだことが記さ

れており、船木氏が任じられていた。また、垂坂観音寺はその因縁で建立され、大膳寺はその直弟子である覚鎮が建立したものと伝えており、船木氏と深く関わる寺と言える。

船木氏は、天平二〇年（七四八）の正倉院文書にも、「船木臣東君」と記され、また式内社耳利神社（伊坂町）・耳常神社（下の宮町）の宮司も、江戸時代は船木氏が任じられていた。船木氏が、何時、郡司に任じられたかは不明であるが、『古事記』中巻・神武天皇段に、弟の「神八井耳命は、（中略）伊勢船木直・尾張丹羽臣・島田臣等の祖」と記されており、神八井耳命の子孫で、現大山市付近に盤踞した丹羽氏や海部郡美和町付近に盤踞した島田氏らとともに、朝明郡訓覇郷を中心とする地域（前述の古墳時代遺跡の分布から）に、盤踞したものと考えられる。また、『任吉大社神代記』には、「伊西国船木」に、「大八島の国、天の下に日の神を出だし奉る船木の遠祖、大田田の神」の子孫「伊瀬川比古乃命」が居たとあり、『古事記』の氏族系譜とは異なるが、この船木も朝明郡のそれを指したものと考えられる。また、『同神代記』には、神功皇后の時に、船司・津司を任じ、処々に船木の姓を賜ったとあり、朝明郡にいた神八井耳命の子孫も、朝明瀉を支配する氏族として、船司・津司に任じられ、船木の姓を賜ったと考えられる。そして、船

木氏は「日の神を出だし奉る」（太陽を東の海から船に乗せて大八島国へ迎えた）という祖先功業伝承によって、建郡のおり、東（朝）から太陽（日の出）を迎える（明）という意味で、「朝明郡」と名付けたと考えられる。

朝明郡衙が、東面するのも、郡司に任じられた船木氏の祖先功業伝承によって、日の出（東）の方向を意識したものであろう。これはまた、壬申の乱の折に、天武天皇が朝明郡の迹太川辺で、天照大神（日の神・太陽）を望拝されたことや聖武天皇が創建された東大寺に、三重庄が施入されたことも深く関わっている。

壬申の乱の道

『日本書紀』天武天皇元年六月条には、天皇が吉野から伊賀を抜け、鈴鹿峠を越えて、三重郡家（四日市市小許曾神社付近）に至り、二六日の旦（日の出）に、朝明郡迹太川辺で、天照大神を望拝され、是の時大津皇子が追いつき、大変喜ばれ、その後朝明郡家に至り、この日桑名郡家に宿されたと記されている。

朝明郡迹太川の所在地については、員弁川説・朝明川説・十四川説（泉史跡指定）・糠塚山説・米洗川説・三滝川説などがみられ、朝明川を通過としていたが、大治五年（一一三〇）の「東大寺諸国庄々文並絵図等目錄事中」（東大寺文書）に、「三重庄 絵図一

天平勝宝九歳四至（東布沼上崎・南遠河）と見える南限の四至「遠河」より、三滝川に比定する説が有力である。

また、三重庄は北限の四至「河多良河」が「阿久良河」（海蔵川）の誤りと見られ、三滝川と海蔵川に挟まれた地域に比定される。さらに、『神鳳鈔』などに「遠保御厨」や「遠保芝田」などの地名が見えるが、三重庄とともに、三重郡に所在し、『日本書紀』の朝明郡迹太川とすることと矛盾する点で、確説となっていないかった。

しかし、三滝川（遠河）は、古くは下流で海蔵川に合流しており、合流後の海蔵川を遠河（迹太川）と称し、条里地割の方向から、海蔵川が三重郡と朝明郡の郡界となっていたと考えられ、矛盾は解消する。合流部は、海岸に沿って平行する三条の浜堤の上の浜堤（第一浜堤）に当たり、三重庄の東限の四至「布沼雪上崎」に相当する。中の浜堤（第二浜堤）は近世の東海道が走り、前述した古道と考えられる県道員弁四日市線が分岐している。恐らく、天武天皇が天照大神を望拝した地点は、海蔵川（迹太川）のこの付近の川辺であったと考えられる。

また、その望拝の意味も、天武天皇自ら天候を見て占いをすることや、迹太川に着くまで、夜中雷雨に見舞われ、非常に寒い様子で、二六日の旦に天照大神（ここでは、伊勢の大神、或いは伊勢神宮と書かれていないことからす

ると、日の神、太陽そのもの）を望拝されていることは、日の出による温かみに対する感謝の念と船木氏の支配する朝明郡の入口に当たる迹太川で日の出を迎えたことを天の働きと読まれ、天照大神に戦勝祈願をするにふさわしい地であると理解されたようである。

なお、三重庄東限の「布沼雪上崎」は難訓で、「市泥埜上崎」の誤字であるとすれば、迹太川辺は「市泥埜中崎」に当たり、聖武天皇の北伊勢巡幸の折、丹比屋主真人が思（四）泥の崎を詠んだ『万葉集』の歌を考える上で注目される。

聖武天皇巡幸の道

『続日本紀』天平一二年（七四〇）一〇月二六日条には、

大將軍大野朝臣東人らに勅して曰く、朕、意うところ有るに縁りて、今月の末、暫く関東に往かんとす。其の時にあらずといえども、事已むこと能わず。將軍、これを知りて驚き佐しむべからず。

とあり、已むに已まれない行幸であるとされている。

従来、藤原広嗣の乱を避けてとか言われていたが、乱を避けてということはない。平城京から伊賀北部を通過する東海道を使わず伊賀南部を抜けて一志郡河口頓宮で、一〇日間滞在されていることからすると、天皇自ら伊勢神宮へ赴き広嗣の乱の平定を祈り、また新しい都に遷り、二月に河内の知識寺

を訪れ発願した廬遮那仏の造立を祈念することを目的としていたと考えられる。

乱鎮庄によって、神宮への参拝（神宮へ参拝された天皇は、明治天皇が始めてで、天皇は神宮へ参拝しないのが原則で、その代わりとして齋王が任じられていた。）を取り止め、その後は曾祖父にあたる天武天皇東下向の道を辿り、また遷都にふさわしい地を求め、さらには伯母元正天皇が二度（養老元・二年へ七一七・八）訪れられた養老の滝を見ることを目的としていたと考えられる。

『万葉集』に収められた丹比屋主真人の歌
後にし人を偲はく四泥の崎 木綿取り垂でてさきくとぞ思ふ

（巻第六一〇三三）

は、天武天皇東下向の後を辿ることを目的にしていたことを窺う上で重要なものである。

この歌には、右を案ふるに、この歌はこの行の作にあらぬか。然いふ所以は、大夫に勅して、河口の行宮より京に還らしめ、従駕せしめしことなし。何そ思泥の崎を詠めて歌を作ることあらむ。

という左注があり、従来の研究では、鈴鹿の赤坂頓宮で叙位された弟の家主の歌ではないかとする説や広嗣の乱で不穏な都に残してきた妻のことを思って詠んだものなどとする説もあった

が、屋主が乱平定後に勅をうけて都へ帰ったことは、左注の通りで、あらかじめ四泥の崎の故事に因んで詠むことになっていた歌を、『万葉集』に収めたものであろう。

『日本書紀』には、天武天皇が、迹太川（四泥の崎）で天照大神を望拝した丁度その時、遅れたため安否を気遣っていた大津皇子が追いつき、大いに喜ばれたとある。四泥の崎は、天照大神を望拝した時に、木綿四手を奉げられたことに因む地名で、屋主はその事を知って、随行するはずであった四泥の崎の故事、「後にし人」（大津皇子）を偲び、天照大神を望拝して「さきくとぞ思われた」ことにかけて四泥の崎を詠んだのではなからうか。

また、奈良時代、伊勢国に唯一設けられた東大寺領の三重庄は、天武天皇が迹太川（遠河）で天照大神を望拝されたことと、この聖武天皇の巡幸が、大きく関係していると思われる。それは、東大寺廬遮那仏は仏教教理で日輪（太陽）とされ、皇祖神天照大神（太陽）と共通し、天武天皇の望拝と聖武天皇巡幸に縁ある地として、伊勢国司から天平勝宝八年（七五六）に東大寺へ施入されたものであろう。

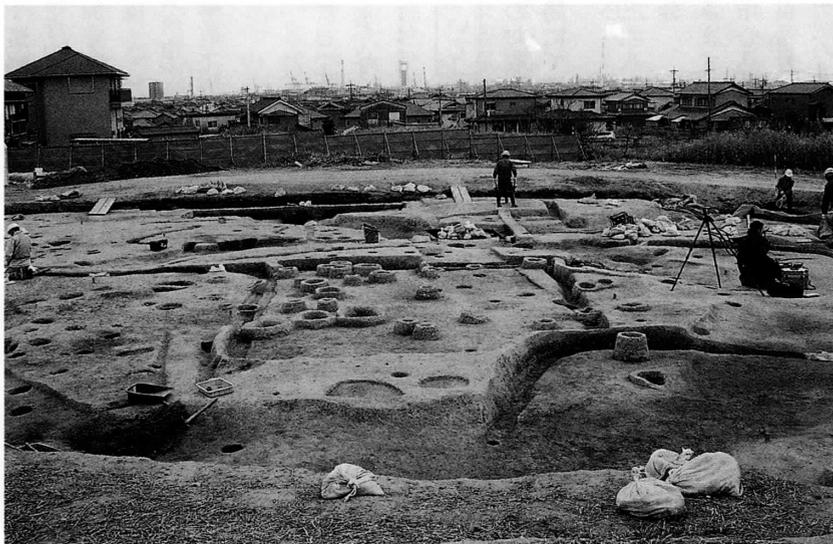
なお、『万葉集』に見える大伴家持が狭残行宮で詠んだ歌は、久留倍遺跡北東の大矢知地内に字礫井や下さざらい町があり、また延元四年（一三三九）の『諸国御厨御園帳』に「佐々良井神田」

寛政八年（一七九六）の『朝明郡内桑名藩領絵図』（図一）に「大ヤチ出郷 礫井」とあるので、「狭残」の地名に関わるものと考えられる。恐らく、郡家に由来する「大矢知」の古名は「狭残」で、出郷の「礫井」は大矢知（狭残）村が、朝明川に設けた井関に由来した地名と考えられる。

また、狭残行宮で詠まれた御食つ志摩の海人ならし真熊野の小船に乗りて沖へ漕ぐ見ゆ

『万葉集』巻第六一〇三三も、従来、何故この地で詠まれたか良く分かっていなかったが、狭残行宮が朝明郡衙で、久留倍遺跡であると考えると明確に理解できる。志摩国は水田可耕地が少なく、神亀二年（七二五）に伊勢国と尾張国で口分田を班給したことが見え、恐らく朝明川流域でも志摩国口分田が班給され、同国百姓は租税の稲を、朝明川を利用して朝明郡の正倉（久留倍遺跡）に搬入し、収穫稲を内湾する朝明渚より船で志摩国へ運んだと考えられ、大伴家持はその様子を、高台にある久留倍遺跡（狭残行宮）から詠んだものと思われる。

以上、壬申の乱および聖武天皇北伊勢巡幸の道に関わって見てきた。現在、



久留倍遺跡 発掘調査現場

久留倍遺跡は地元及び四日市市の努力により、道路の高架化で遺構を保存し、国史跡の指定を受ける方向で、新たに保存と活用が検討されつつある。

なお、本論に関する詳細については、皇學館大学史料編纂所所報『史料』一九一・一九二号掲載の拙論「壬申の乱及び聖武天皇伊勢巡幸と北伊勢一朝明郡家跡の発見を契機として」上・下を参照されたい。

（皇學館大学教授）